

業務請負契約書

請負業務の表示

請負代金額 金 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

代金額の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人広島大学(以下「甲」という。)と請負者 (以下「乙」という。)との間において、上記の業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 乙は、別紙の仕様書及び図面に基づいて、業務を完了するものとする。
第2条 業務は、別紙仕様書において施行するものとする。
第3条 請負期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
第4条 完了報告書は、国立大学法人広島大学〇〇〇〇〇に送付するものとする。
第5条 代金は、1回に支払うものとする。
第6条 代金の請求書は、毎月請求時に国立大学法人広島大学〇〇〇〇〇に送付するものとする。
第7条 契約保証金は、免除する。
第8条 この契約に定めた各条項以外の必要な細目は、別紙3の広島大学業務請負契約基準によるものとする。
第9条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、双方誠意をもってこれを解決するものとする。
第10条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。
第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 広島県東広島市鏡山一丁目3番2号
国立大学法人広島大学
契約担当職 理事(財務・総務担当) 〇〇 〇〇

乙